

公益社団法人京田辺市シルバー人材センター地区設置要綱

(設置)

第 1 条 公益社団法人京田辺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員相互の連帯意識と親睦を図るため、住所等を基準として地区を設置する。

(目的)

第 2 条 地区は、会員の必要な情報の提供・会員の意思の反映及びセンター事業への協力を図り、会員との緊密な連携体制を整え、積極的な意欲をもって事業効果を高めるとともに、地区の発展に貢献することを目的とする。

(組織)

第 3 条 地区は、小学校区を単位に組織する。ただし、会員数、距離等地区の状況を勘案して地区班を編成することができる。

2 地区の名称は、各地区に相応して名付ける。

(委員長及び班長)

第 4 条 地区に地区委員長（以下「委員長」という。）地区班に地区班長（以下「班長」という）を置く。

2 委員長は、理事長が任命する。

3 班長はセンターへの入会順の輪番制で選出し、前年の班長の中から互選により委員長を選出するものとする。

4 委員長及び班長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠の委員長及び班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び班長の任務)

第 5 条 委員長及び班長は、連携を密にし、センターと地区班の連絡調整を行う。

2 委員長及び班長の任務は次のとおりとする。

- ① センターの目的の周知・会員相互の自主性を高め業務の推進に努める。
- ② 会員に対する連絡事項の伝達及び文書等の配布に関すること。
- ③ 会員の意見、要望等の伝達調整に関すること。

④ センターの目的達成に必要な情報の収集等に関すること。

(会議)

第 6 条 委員長及び班長会議は、必要に応じて開催する。

2 地区委員長会議は、理事長が招集する。

3 地区懇談会は、委員長が招集する。

4 班長会議は、委員長が招集する。

5 班会議は、班長が招集する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年9月28日から施行する。

2 従前の京田辺市シルバー人材センター地域班組織設置要領（平成12年12月7日）は、この要綱の施行の日から廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。